ニ　農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

ホ　鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を図る。

○環境省告示第八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、十和田鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

十和田特別保護地区

二　区域

青森県青森市、十和田市、平川市及び秋田県鹿角郡小坂町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

十和田鳥獣保護区は、青森県中央部から秋田県北東部に位置し、八甲田山系域、十和田湖周辺域及び十和田湖からの唯一の流出河川である奥入瀬川流域から構成されており、ブナ林を始めトチノキ・イタヤカエデ等の落葉広葉樹林からなる冷温帯林からアオモリトドマツ林・ダケカンバ林等の亜寒帯林へと変化に富んだ林相となっている。このほか、山域、水域、渓流域等の広大な区域からなっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、イヌワシ等の猛禽類の生息が確認されている。このほか、絶滅危惧Ⅱ類のクマゲラの生息が確認されている。さらに、ゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類や、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類、オシドリ、キンクロハジロ、ホオジロガモ等のガンカモ類も確認されており、合計で百八十三種の生息が確認されている。哺乳類ではツキノワグマ、ニホンカモシカを始め四十二種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、十和田湖周辺域は、ブナ林等の落葉広葉樹林が分布し、十和田湖畔の山地谷部及び奥入瀬渓流沿いでは、山地の谷部に発達する河畔林であるジュウモンジシダーサワグルミ群落の典型的な群落が見られる等、周辺区域における代表的な自然環境を有する地域となっている。

また、八甲田山系域にあっては、南八甲田連峰の東麓に位置する深いブナ林を始め、標高五百メートル付近から九百メートル付近に広く分布しているチシマザサーブナ群落や、標高九百メートル付近から標高千四百メートル付近に分布しているアオモリトドマツ群落等、特に変化に富んだ自然植生となっている。

これらの林内には、ツキノワグマ、ニホンカモシカを始めとする大型哺乳類が広い範囲で生息し、ノウサギやネズミ類、リス類等が多く生息していることから、これらを餌とする猛禽類の採餌の場としても重要な区域となっているとともに、ブナ林の中に蔦沼、黄瀬沼等の池沼が点在していることから、クマゲラ、ミソサザイ等の森林性鳥類に加え、カワガラス、オシドリ等の水辺の鳥が多く確認されており、多様な鳥類の生息地として特に重要な区域となっている。

このように、当該区域は、十和田鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマゲラ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣の生息環境を保護するため、適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ニ　農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

ホ　鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を図る。

○環境省告示第八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

化女沼鳥獣保護区

二　区域

宮城県大崎市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる丘陵地と平野部の接点に位置しており、化女沼及びその周辺の区域から構成されている。化女沼は平野部に扇状に広がる丘陵の谷に灌漑用溜池として維持されてきており、平成七年にその南側にダム堰堤が建設されている。ダム周辺区域は既に公園として整備されており、アカマツ、クリ、コナラ等が分布している。また、ダム浅水域には広範囲にヒシ、ヒルムシロ等の浮葉植物が繁茂し、汀線部にはヨシ、マコモ、ショウブ等の抽水植物が生育しているなど、多種多様な植生を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに記載されている絶滅危惧ⅠA類のシジュウカラガン、絶滅危惧Ⅱ類の亜種ヒシクイ、準絶滅危惧種のマガン、オオハクチョウ等のガンカモ類を始めとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっている。特に、亜種ヒシクイの大規模なねぐらとして重要な区域であり、毎年千羽以上が飛来しているが、近年減少傾向にある。一方で、シジュウカラガンの飛来数は増加しており、平成二十七年度には約千七百羽の越冬が確認されているほか、マガンは毎年九千羽以上の越冬が確認されている。

さらに、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びオオワシ等の猛禽類の生息も確認されており、合計で百三十種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はガンカモ類を始めとする渡り鳥の越冬地及び休息地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区を指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類等の多様な鳥類相を保護するため、適切な管理に努める。

ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、定期的な巡視や、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、化女沼鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治